

東労基発 0614 第 1 号-2
令和 3 年 6 月 1 4 日

公益社団法人 東京労働基準協会連合会
会長 殿

東京労働局労働基準部長
(公印省略)

ジアセチル（別名：2，3-ブタンジオン）による健康障害の
防止対策及び労災保険制度の周知について

日頃より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
ジアセチル（別名：2，3-ブタンジオン）については、引火性の液体である
とともに、目への損傷や呼吸器への障害等の一定の危険有害性があることから、
労働安全衛生法令に基づき、リスクアセスメントを実施した上で、労働者にその
結果を周知し、リスク低減の措置を講じた上で取り扱うことが事業者に求めら
れているところです。

今般、食品香料を製造する事業場において、ジアセチルを用いた混合・攪拌の
作業、ジアセチル等を含むタンクの洗浄作業等の業務に従事していた労働者が
呼吸器疾患（閉塞性換気障害）を発症し、労災認定がなされた事例がありました。
当該作業においては、上記労働者が相当程度のジアセチルにばく露していたこ
とが推定されています。

つきましては、貴会傘下の会員事業場に対し、ジアセチルの危険性有害性、ば
く露防止対策について改めて周知いただくとともに、労働安全衛生法令に基づ
くリスクアセスメント、リスクアセスメントの結果の労働者への周知、リスク低
減措置の実施を改めて徹底いただきますよう指導方お願いします。リスクアセ
スメントの結果、ジアセチルのばく露のおそれが認められる場合は、ジアセチル
のさらなる濃度低減措置を講じていただくとともに、十分な濃度低減措置が講
じられるまでの間、有機ガス用防毒マスクの着用を徹底いただきますよう会員
事業場への指導方お願いします。

また、ジアセチルを取り扱う業務に従事していた労働者（異動した方や退職し
た方も含む）で閉塞性肺疾患等の呼吸器疾患を発症した方を把握した場合には、
当該労働者に対して労災保険制度（※）の周知を行うとともに、所轄の都道府県
労働局又は労働基準監督署への相談を促していただきますよう会員事業場への
周知方お願いします。

（※）制度の概要等については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/index.html)

トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労災補償

3.6.16

受付